

社会保険労務士による

労働相談

日時：第2・第4土曜日 第3水曜日

(第4土曜日と同一週の場合は第2水曜日)

13：00～14：00

14：00～15：00

(各日2名)

場所：茅ヶ崎市勤労市民会館

突然辞めてくれと言われたが
どうしたらいい？

賃金を支払ってもらえないが
どうしたらいい？

労働問題全般・社会保険制度について

労働保険や社会保険の制
度・手続きを知りたい！

法律が改正されたがどうなっ
たのか概要を知りたい！

予約制・完全個室制・相談料無料です。

茅ヶ崎市勤労市民会館
0467-88-1331

お問合せ
お申込みは